

Harmony通信 2014.06

vol.112

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



待機時間の取り扱いをめぐるトラブルに注意

◆「休憩時間」とは？

実務上は、待機時間以外にも、深夜勤務の場合の仮眠時間や昼休みの電話当番の時間などが、労働時間になるのか休憩時間になるのかが度々問題になります。

厚生労働省の通達では、

休憩時間とは単に作業に従事しない手待ち時間を含まず労働者が権利として‘労働から離れることを保障されている時間の意’であって、その他の拘束時間は労働時間として扱うこと

とされています。

◆ホームページ上のQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/roudoujouken02/jikan.html>

また、同省のホームページでは「私の職場では、昼休みに電話や来客対応をする昼当番が月に2～3回ありますが、このような場合は勤務時間に含まれるのでしょうか？」という問いに対し「休憩時間は労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。従って、待機時間等のいわゆる手待ち時間は休憩に含まれません。ご質問にある昼休み中の電話や来客対応は明らかに業務とみなされますので、勤務時間に含まれます。従って、昼当番で昼休みが費やしてしまった場合、会社は別途休憩を与えなければなりません。」と回答しています。

条文を確認してみましょう

第34条(休憩)

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも45分、八時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

②前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

③使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

編集後記

宮城県は、6月5日に梅雨入りし、以来、毎日雨が続いています。この時期の梅雨入りは平年よりも7日、昨年より10日も早く、しかもこの夏は、エルニーニョ現象が発生する可能性が高いのだそうです。そうすると、東北地方は7、8月にかけて雨の量が多くなり、気温も低くなる～夏が来ないまま秋に入る可能性大ということになりますね。農作物や地盤の緩みの心配、そして体調管理など気をつけなければいけないことは多々ありますが、夏の到来を願いつつ、ここはひとつ前向きに、梅雨を楽しんでみましょう。

「晴耕雨読」という諺がありますが、読書に限らず、DVD、音楽鑑賞、インターネット、料理など室内で楽しむことは多々ありますね。そんな傍らでの家事の悩みは、洗濯物の部屋干しですが、換気、扇風機、除湿機の使用、溜めこまずに洗う、抗菌剤配合の柔軟剤を使うなど、いやな臭いの元となる雑菌の繁殖を抑えましょう。こうして考えると人の暮らしはいつの時代も天気と共にあるものですね。

判例：ドライバーの待機時間に関する争い

賃金を支払わなかったトラックドライバーの待機時間（手待ち時間）について、「荷物管理を要求されて移動や連絡待ちもあり、休憩時間と評価するのは相当でない」として、労働時間に該当するとする判決が出ました（4月24日横浜地裁相模原支部）。

会社側は、「待機中は休憩も自由であり、労働時間には該当しない」と主張していましたが、裁判所はこれを認めず、**従業員・元従業員計4人に対する未払い賃金約4,289万円と、これと同額の付加金*の支払い**を会社に命じました。

会社側の弁護士は「判決を精査したうえで今後の対応を考えたい」としており、今度控訴する可能性もあります。

Memo：付加金*とは？

根拠はここ！

労働基準法第104条(付加金の支払)

裁判所は、第20条^{解雇予告手当}、第26条^{休業手当若しくは第37条^{割増賃金}の規定に違反した使用者又は第39条第7項^{有給休暇取得}の規定による賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあった時から二年以内に行わなければならない。}

門田より…宮城県内の指導事例

現実に、この＜休憩時間＞にターゲットを絞った指導調査も行われています。少し前、労働時間の把握という点で、早出・残業とあわせて『休憩が取れているかどうかの把握をしているかどうか、把握できていない場合には労働者にヒアリングの上、時間外労働を支払うように。』という調査・指導がありました。特定の時間帯が労働時間に該当するか休憩時間に該当するかについて曖昧になっているケースは多く、非常にトラブルが生じやすい問題ですが、「労働時間に該当する時間」、「休憩時間に該当する時間」を社内ではっきりさせておき、労使双方が納得したうえで規定化しておくことがトラブルを防止するための1つのポイントと言えるでしょう。

Harmony通信 2014.06

#発行：2014年6月10日

#編集・構成：合同会社Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

